

第7回小林市・高原町・野尻町合併協議会
(会 議 録)

日時：平成20年9月25日(木)
午後1時30分から
場所：野尻町農村環境改善センター ホール

小林市・高原町・野尻町合併協議会

第7回小林市・高原町・野尻町合併協議会次第

1 開 会

2 会長あいさつ 小林市長 堀 泰一郎

3 議 事

① 報告事項

報告第18号 第6回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について…… 2

報告第19号 議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の最終報告について…………… 4

報告第20号 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の最終報告について…………… 5

② 協議事項

協議第49号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて…………… 6

協議第50号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて…………… 16

協議第51号 新市基本計画について…………… 21

協議第52号 地域自治区等の取扱いについて…………… 22

協議第53号 事務組織及び機構の取扱いについて…………… 39

協議第54号 町名・字名の取扱いについて…………… 45

協議第55号 介護保険事業の取扱いについて…………… 55

③ 確認事項 …………… 61

1. 第8回小林市・高原町・野尻町合併協議会開催について

2. 第9回小林市・高原町・野尻町合併協議会開催について

4 その他

5 閉 会

第7回 小林市・高原町・野尻町合併協議会 出席者

小林市・高原町・野尻町合併協議会委員

1. 会 長	小林市長	堀 泰一郎	17. 委 員	龍神 豊美
2. 副会長	高原町長	日高 光浩	18. "	坂下 実千代
3. "	野尻町長	長瀬 道大	19. "	入佐 廣登
4. 委 員		中屋敷 慶次	20. "	清水 公雄
5. "		小島 利春	21. "	前原 淳一
6. "		西道 紀一	22. "	竹之内 昭一
7. "		久保田 恭弘	23. "	丸山 崇
8. "		首藤 美也子	24. "	瀬戸口 美智子
9. "		松元 朝則	25. "	原田 富雄
10. "		永野 本助	26. "	淵上 貞継
11. "		山田 福雄	27. "	福本 誠作
12. "		種子田 與市	28. "	杉元 豊人
13. "		坂本 新平	29. "	赤崎 峯雄
14. "		西岡 長成	30. "	見越 南州男
15. "		高岩 都津子	31. "	楠元 フタミ
16. "		下別府 明	32. "	竹山 昭徳

(顧 問)

宮崎縣市町村合併支援室長 坂本 義広 宮崎県西諸県農林振興局長 後藤田 悦男

(幹 事)

小林市 末元 三夫	高原町 福留 宜文	野尻町 吉田 哲幸
肥後 正弘	高妻 経信	内村 明生
殿所多美雄	久保田芳人	谷元 弘朗
南崎淳一郎		
久米 勝彦		

(事務局)

事務局長 倉園 凡生	事務局員 野口 健史
事務局次長 谷川 浩二	" 柴内 敏彦
事務局員 鶴水 義広	" 芝田 和之
" 税所 将晃	" 馬場 倫代
" 水町 洋明	" 楠元いず美

(欠席者)

なし

以上 (敬称略)

午後1時30分開会

事務局

皆さん、こんにちは。案内をいたしました時間となりましたので、ただいまから会議を始めさせていただきます。

本日は、合併協議会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。私は、本日の司会進行役を務めさせていただきますシステムグループの水町と申します。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして皆様をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。また、傍聴の皆様は、傍聴規程に基づき、静かに傍聴くださいますようお願いいたします。

まず、本日の会議につきましては、32名の委員の皆さんがご出席でございます。したがって、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約第10条の規定によりまして、本会議は成立しておりますことを報告いたします。

それでは最初に、本協議会の会長であります堀小林市長にごあいさつをお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。本日、野尻町におきまして第7回の合併協議会を開催するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

2つの小委員会におきまして、昼夜を問わず大変ご熱心にご協議をいただき、本日、それぞれ最終報告をしていただく運びとなったことの報告を受けておるところであります。

委員の皆様方には、新市のあるべき将来像について、お互いの英知を結集され、真摯な協議によりまして、よりよい結論を導き出させていただきましたご労苦に対しまして、心から敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げます。

また、保健・医療関係の公立病院の取扱いにつきましては、首長会、幹事会の合同会議におきまして鋭意協議を重ねておるところであります。この問題は、単に2つの公立病院の組織統合ということにとどまらず、2次救急医療体制の存続を初め、西諸地域の医療の根幹にかかわる大変重要な課題でありまして、慎重に調査・研究し協議を進めていく必要がありますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

その他の協定項目につきましては、おおむね順調に協議が進んでおりまして、今回で約8割の項目については協議が終了するものと考えております。

本日は、後ほど、議会議員・農業委員会委員の定数及び任期、新市基本計画、地域自治区などの7項目についてご提案をさせていただきます。委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけいたしますが、熱心なご議論を賜りますようお願いをいたしまして、会長としてのあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

事務局

どうもありがとうございました。

それでは早速、議事のほうに入らせていただきます。

協議会規約第10条第2項によりまして、会長が会議の議長となると定めておりますので、これから会長のほうで議事進行についてよろしくお願いいたしますと思います。

会長

規約の定めるところによりまして、私が議事を進めさせていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。

また、会議録作成上の都合によりまして、意見や質問をされる委員の皆様方は、氏名をおっしゃった後に発言をしていただきますようお願いを申し上げます。

それではまず、本日の会議録署名委員の指名をさせていただきます。会議録署名委員は、小林市の西岡長成委員と高原町の前原淳一委員をお願いをいたします。

ここで、協議に先立ちましてお諮りをしたいと思います。会議の傍聴につきましては、原則公開としておりますが、本日の会議を公開としてよろしいかどうか、お伺いをいたします。ご意見はありませんか。

<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、本日の協議会は公開ということにさせていただきます。</p> <p>それでは、会次第によりまして、以後、協議を進行させていただきます。</p> <p>また、傍聴の皆様方をお願いをいたしますが、発言あるいは拍手などは議事進行の妨げとなりますので、慎んでいただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、本日用意しております議案といたしましては、報告事項が3件、協議事項が7件であります。</p> <p>まず、報告事項から入らせていただきますが、報告第18号第6回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過についてを事務局より説明を願います。</p> <p>協議会資料の2ページをお開きください。</p> <p>報告第18号第6回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について。第6回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について、別紙のとおり報告する。別紙というのが、資料ページの3ページでございます。小委員会、分科会、部会、協議会、各会合を11回開きましたことをご報告申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告について何かご質疑があればお出してください。ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p> <p>中屋敷委員長</p> <p>会長</p> <p>中屋敷委員長</p>	<p>ご質疑もないようでありますので、報告第18号については、報告のとおりご承認をいただきたいと思えます。</p> <p>次に、報告第19号議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の最終報告について、中屋敷慶次委員長より報告を願います。</p> <p>座ったままでいいですかね。</p> <p>はい、お願いします。</p> <p>議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の最終報告をいたします。</p> <p>本小委員会は、小林市・高原町・野尻町合併協議会より付託を受けた新市における議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて協議・検討を重ね、付託された事項の協議結果について、次のとおり報告します。</p> <p>議会議員の定数及び任期等について。</p> <p>(1) 確認されたこと。</p> <p>1、議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第8条第2項及び第3項の規定により、小林市の議会議員の残任期間に相当する期間に限り、小林市の議会議員の定数24人に、高原町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数6人、野尻町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数5人を加え35人とする。</p> <p>公職選挙法第34条第1項の規定により、合併後50日以内に、高原町の区域を選挙区とする増員選挙（定数6）及び野尻町の区域を選挙区とする増員選挙（定数5）を実施するものとする。</p> <p>2、合併後最初に行われる一般選挙においては、法第8条第5項の規定を適用せず、議会議員の定数は26人以内とし、新市において決定するものとする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。</p> <p>3、議会議員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。</p> <p>(2) 経過。</p> <p>議会議員の取扱いでは、まず前協議会（1市2町1村の合併協議会及び1市1村の合併協議会）における協議経過等について確認し、共通認識を図りました。</p> <p>編入される側の議員が失職となる地方自治法の原則と合併特例法に定められた定数特例または在任特例の適用について、どの方法を選択すべきかの協議が進めら</p>

	<p>れ、それぞれの報酬、選挙経費、議場設置等の経費を含んだ比較表をもとに論議を深めました。</p> <p>第1回、小委員会のスケジュール及び協議すべき事項の確認等を行いました。</p> <p>第2回、地方自治法の原則（編入される議員の失職）については、「住民感情からして認めがたい」「今までの経緯で小林市の賛同が得られるものではないか」ということで、次回以降は協議しないことにした。</p> <p>第3回より第5回の報告をいたします。定数特例と在任特例のそれぞれの必要性（行財政改革の観点、住民の不安解消、アンケートによる住民の声等）について論議が交わされたが、非常に難航し、第5回小委員会においても調整がつかず、第6回小委員会（8月28日）に継続協議となった。</p> <p>第6回、①2回目の特例を適用するかどうか、②選挙区を設けるのかどうか、③合併後最初の一般選挙における議員定数について、④報酬についての審議機関について協議した。その後、定数特例と在任特例適用の協議を行ったが調整がつかず、9月6日に第7回小委員会を開催することとなりました。</p> <p>第7回、全会一致をもって定数特例を適用することとなりました。</p> <p>次に、農業委員会の委員の定数及び任期等について。</p> <p>（1）確認された事項を報告いたします。</p> <p>1、高原町及び野尻町の農業委員会は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。</p> <p>2、農業委員会等に関する法律第7条の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。</p> <p>3、在任特例適用後、1市2町のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。各選挙区における選挙の委員の定数については、旧小林市区域22名、旧高原町区域8名、旧野尻町区域6名を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。</p> <p>4、農業委員会の委員の報酬は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。</p> <p>（2）経過。</p> <p>農業委員会の委員については、農地を取り扱う特殊性、地元委員の地域密着型である現状や重要性について協議を重ねた。</p> <p>7月11日に3市町の農業委員会の代表者会が開催され、第3回の小委員会で報告され、内容については、1、新市に1つの農業委員会を設置し、2町に分室を置く、2、選挙区を3つ設置する（旧3市町区域）、3、公選委員数の現状維持、4、在任特例の適用を要望するということであった。これらの意見等も踏まえた上で協議を行い、第6回小委員会において調整方針（案）の最終確認を行った。</p> <p>8月28日の合併協議会において、第1回から第5回までの小委員会の内容については報告済みであります。</p> <p>以上、報告いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告について何かご質問があればお出してください。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご質問もないようでありますので、それでは、報告第19号につきましては、報告のとおりご承認をいただきたいと思っております。</p> <p>次に、報告第20号新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の最終報告について、入佐廣登委員長より報告を願います。</p> <p>それでは、新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会委員長、入佐でございます。それでは、報告をさせていただきます。</p> <p>報告第20号新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の最終報告について、お手元の資料3に基づき報告いたします。</p>
会長	
会長	
入佐委員長	

資料1 ページをお開きください。

小委員会における検討経過及び結果の最終報告。

本小委員会は、小林市・高原町・野尻町合併協議会により付託を受けた合併後の地域自治区組織及び総合支所のあり方、新市基本計画の策定について検討を行い、検討経過及び結果については次のとおりまとめたので、小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程第11条の規定により最終報告します。

(1) 地域自治区設置に関する協議書(案)について。

合併協定項目第11号「地域自治区等の取扱い」調整方針(案)。

(1) 地域住民の意見を市政に反映させるとともに、地域の主体性を尊重し住民自治の強化や行政と住民の協働を推進するため、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第23条第1項の規定に基づき、合併前の高原町及び野尻町のそれぞれの区域に地域自治区を設置する。

また、同法第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項は、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項については、別添の「地域自治区の設置に関する協議書(案)」によるものとする。

(2) 新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区域程度の単位規模を基本として設置する、まちづくり協議会組織については、設置するよう調整するものとする。

なお、3ページから6ページの協議書(案)詳細につきましては、中間報告の内容を取りまとめたものであり、後ほど協議事項で提案される予定でありますので、ここで報告は割愛させていただきます。

次に、7ページ、新市基本計画について。

新市基本計画について、小委員会では、序章から第3章、第4章から第8章、第9章の3つに区分し、最終原案・概要版の確認等を含めて計6回にわたり協議いたしました。

協議では、事務局からの説明に対し、以下のような意見・質疑が出されました。また、小委員会の意見、県との協議等により修正が必要となった箇所について、素案の修正・確認を行いました。

資料7ページ、新市基本計画(序章～第3章)。

新市基本計画の序章から第3章について事務局から説明があり、委員から次のような質疑、また意見が出されたところでもあります。お目通しいただきます。意見を踏まえ、新市基本計画(序章～第3章)については、「作表の表題や文言表現」等について一部修正を加えた上で、原案を確認いたしました。

資料8ページ、新市基本計画(第4章～第8章)。

新市基本計画の第4章から第8章について事務局から説明があり、委員から次のような質疑・意見が出されたところでもあります。また、意見を踏まえ、新市基本計画(第4章～第8章)については、「用語の表現」等について一部修正を加えた上で、原案を確認いたしました。

資料12ページ、新市基本計画(第9章)財政計画。

新市基本計画(第9章)財政計画及び財政シミュレーションについて事務局から説明があり、委員から次のような質疑・意見が出されたところでもあります。お目通しお願いいたします。意見を踏まえ、新市基本計画(第9章)財政計画については、「計画策定の趣旨」等について一部修正を加えた上で、原案を確認いたしました。

資料14ページ、新市基本計画原案・概要版の確認について。

新市基本計画原案について、小委員会の協議結果、県との事前協議等に伴う計画素案の修正箇所・計画概要版及び非合併の場合の1市2町の個別の財政シミュレーションについて事務局の説明があり、委員から次のような質疑、意見が出されたところでもあります。意見を踏まえ、新市基本計画原案・概要版については原案のとおり確認をいたしました。

会長	<p>以上をもちまして、新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会としての最終報告といたします。</p>
福本委員	<p>ありがとうございます。 ただいまの報告第20号について何かご質疑、ご意見があればお出しください。 はい、どうぞ。 野尻、福本です。この基本計画の中の財政シミュレーションの件についてちょっとお伺いしたいんですが、この財政シミュレーションは、どういうメンバーで作られたものか、また、これによって何をその目的として作られたものか、ちょっとまずお伺いしたいと思います。</p>
会長 南崎企画財政部会長	<p>答弁はどっちでやりますか。事務局——財政課長から答弁いたします。 企画財政部会長をしております南崎と申します。では、私のほうから説明をさせていただきます。 まず、どういったメンバーで作成をしたかということでございますが、これは、財政シミュレーションに限りましては、小林市、野尻町、高原町のそれぞれの財政担当者、それから係長が主なメンバーになって作成をいたしました。 それで、この新市計画の第9章の中に、今後の計画はどうなるのかと、財政計画はどうなるのかということ掲げるようになっておりますので、その中で、そのもととなる数値を積み上げるのにずっと努力をしたわけでございますけれども、一応その当該年度の今の財政状況、それをベースにしまして、それから向こう10年間、まず歳入の動きがどうなるのか、特に人口動態等を鑑みながら、税収がどうなっていくのか、それから最も大きな一般財源であります普通交付税がどうなっていくのか、この辺のところが一番大きなポイントになるわけでございますけれども、当然、一つの自治体となりますと交付税の算定が変わってまいります。いわゆる一本算定と言っておりますが、6万の一つの自治体としての交付税に変わってくるわけでございますので、その辺のところの計算を綿密にいたしまして、それからそれぞれの交付税算入を持っておりますので、その辺はどう見込めるのか、そういった細かい作業をずっと進めてきました。 その中で歳入を固めまして、今度は歳出のほうはどうなっていくのか、そういったところをずっと見ていくわけですが、当然ほかの部会に関連することが出てきます。例えば、人件費は人的な配置がどうなっていくのか、そういったこともすべて各部会に関係があるわけでございますけれども、そういった部会で決定を見たものについては、それをベースとして算出したわけですが、それがまだわからない中でシミュレーションしなくちゃいけないという部分もたくさんありました。それで、一番最後に変更を加えたのが議員定数でございます。これが幾らになるのか、なかなか最後までわからなかったものですから、こちらのほうである程度推計を立てていたんですが、それが決まりまして、それに修正を加えたと、ですから、合併協議の中で決まっていくことについては、すべてそれを網羅した形で計画を立てたということでございます。 そして、まず投資余力というのをいろいろご説明しているわけですが、これは箱物、ハード事業ですね。こういったものを歳出として見込まない場合に、その特定財源、補助金でありますとか、あと起債でありますとか、そういったものを除いて歳入・歳出差引きどのくらいあるのかと、平たく言えば、投資に回せる財源がどのくらい出てくるのかということを見ていくわけですね。それと、これが合併になったときにどうなるのかということを見まして、それとあと、単体のもつくりました。今日、資料としてお配りしているわけですが、これにつきましては、やはり大体同じルールといいますか、シミュレーションで作成をしております。 ですから、この単体の分をそれぞれの市町の今後の財政計画だと思ってもらっては困るということを後のところで申し上げたいと思っていたんですが、それとはまた別でありまして、あくまでも投資余力を算出するために単体の分を出したと、それで、その単体分を合算したものが、非合併というのがつけてあると思うんです</p>

<p>会長 福本委員</p>	<p>が、それとの投資の差を出したのが投資余力、これでいきますと、ちょうど1年分ぐらい、合併したときに投資的な経費、39億から40億ぐらい出てくると思うんですが、これはどういうことかと申しますと、合併をしたときに10年間の財源を合併しなかった場合は9年間で費やさなければいけないと、こういう状況が出てくると、これにはやはり、もちろん交付税等は減っていくんですけども、スケールメリットが大きく作用しているというようなことで、こういった細かい作業を全部積み上げてやってきたわけですが、一つ申し上げたいのは、これ（投資的経費）は積上げ方式じゃないんですね。</p> <p>一つ一つの事業をすべて積み上げてきて、こういった計画を立てるということは不可能といえますか、財源が裕福であればいいわけですが、そういった計画を立てても、計画がちょっと違うともう乖離が出てまいりますので、もう見直しをしなくちゃいけないというようなことがありますして、先ほど申しましたように、歳入を固めて、それから義務的な経費、歳出等を出しまして、そこから投資にどのくらい回せるのかという手段をとったということでありまして、その中で一番念頭に置いたことが、もう何回も言っておりますけれども、絶対赤字を出さないということと、借金を今以上に増やさないということと、基金を今以上に減らさないこと、この3つを念頭に置いて作成をしたということでございます。</p> <p>以上です。 福本さん。</p> <p>このシミュレーションをいただいて、ずっと目を通したんですが、なかなかわかりづらくてですね。その中で、この非合併の場合の各市町村のシミュレーションが出ていますよね。この平成20年度の数値というのが一応一番基本になると思うんですよね。この数値は、19年度の決算から出しているものか、20年度の予算で出しているものか、ちょっと伺ってみたいと思います。</p>
<p>南 崎企画財政部会長</p>	<p>これは19年度の決算と20年度の決算見込みを出しまして、そこから推計をしていったということですので、まだ20年度は終了していないわけですが、今の段階で見込めるシミュレーションをしたということでございます。</p> <p>それで、気になられるところが、その投資余力のところだろうと思うんですけども、これは先ほど言いましたように、その各市町でそれぞれ財政計画を立てた場合には、当然投資余力がマイナスになってくるということになりますと全体のバランスがとれませんので、その辺のところを起債でありますとか基金を繰り入れるとか、いろんな方法があるかと思うんですけども、ここで上げましたのは、あくまでも同じ合併のシミュレーションを立てるルールに基づいてつくったということでございます。そうした場合は、こういった現象が出てくるということでございます。</p>
<p>会長 福本委員</p>	<p>福本さん。</p> <p>これは、高原と野尻のこの数値を見たとき、大体20年度の予算が入っているんですね。小林市の場合の予算を見たときに、これはどっちにも当てはまらないんですね。19年度の決算でもないし、20年度の予算でもない。先ほど言われたように、この見込みでしてるんだということだったんですが、これでいったとき、小林市の場合に交付税が19年度の決算でいったら62億なんですよね。20年度予算でいったら61億2,600万ぐらいなんですよ。この今一番基本になっているこれに、20年度のあれが64億9,000万なんですよね。約3億多くなっているんですね。すると、今度は支出の場合に、一番下のほうに補助費とありますけれども、補助費が19年度の決算であれば20億5,800万、20年度の予算でありますと18億5,821万、このシミュレーションでいきますと17億3,400万ということで、最大3億ぐらいの開きがあるんですね。野尻と高原は大体予算ベースで挙げてあるのに、小林の分がこういう開きがあるのが、ちょっと私、腑に落ちないんですよ。</p> <p>結局、歳入がふえて歳出が減るということは、余力が出るというのは当たり前な</p>

山口財政分科会長	<p>んですよね。そのあたりのこの数値に落ちついた理由をちょっと聞かせてもらいたいと思います。</p> <p>財政分科会の山口といいます。よろしく願いいたします。今のご質問の件についてお答えいたします。</p>
	<p>交付税については、既に20年度は決定を見ておりますので、その決定額を計上しております。予算額と交付税の決定額は違いますので、その決定額を計上しております。</p>
福本委員	<p>それと、その補助費については、今現在、市民病院の建設をしておりますので、その分を当初予算としては3億6,000万、補助費で計上しておりますが、これは特殊事情でありまして、それを20年の基準の額にするのはおかしいので、一旦その3億6,000万を引いた後に、通常ベースの決算額が小林市でいうと17億位ですので、その額を基準にして推計をしたということでもあります。</p> <p>以上です。</p>
南崎企画財政部会長	<p>例えば、今までこの投資余力を見ようといったときに、決算カードで普通見ていたと思うんですね。決算カードを使って、例えば経常一般財源総額があって、その中に経常経費充当財源というのがあって、その差引きによって投資余力が出るというような計算ができるんじゃないかなと思うんですね。なぜそれをこういうふうに、この決算カードを使えば各町村の数字というのは出てくると思うんですけど、なぜこういう別の形でつくられたのかとか、ちょっと見づらいですよね。決算カードから見たら、大体こう見てみれば、その入りと出のあれがわかると思うんですけど、そのあたりが何でこういう形になったのか、ちょっとお聞かせください。</p>
	<p>決算カードは、あくまでも前年度までの決算の形であります。ですから、今後シミュレーションをしてどうなるのかというのは、決算カードからではわかりませんよね。決算カードというのは、あくまでも結果でございますので、結果としてどうあったのかと、それから、今後シミュレーションとしてどうするのかというのは、やはりその決算はもちろんベースになっていきますけれども、今、今回のシミュレーションでいけば、21年、20年度、今の決算見込みはどうなるのかというのが一番将来に近い数字をはじき出せるものになるんじゃないかというふうに思います。</p> <p>そういった場合に、やはり投資余力というのは、合併した場合としない場合で算出するのによく設けられるわけですが、我々もあちこちの自治体の投資余力の算出の方法を見たんですけど、やはり同じような出し方をしております。</p>
会長	<p>それとあと、今、交付税の話をしたんですが、交付税は予算に出てる額がすべての額ではありません。今の段階ではですね。当然留保額やら持っているわけですから、その決定額で見たときにこうなるということでございます。</p> <p>以上です。</p>
福本委員	<p>何かまだある、はい。</p> <p>すみません。もう一つ、一応このシミュレーションの説明書の中に、交付税は一応1.25、一応それをマイナスとして基準としていきますよという形で、まず下がっていますよね。小林市の下がりはずっと同じぐらいずっと下がっているけど、野尻の場合はこの波がものすごいあるんですよ。この根拠というのは何なんですかね。</p>
山口財政分科会長	<p>交付税の推計の仕方が、公債費の算入以外の部分について1.25のパーセントで落としていますので、そのやり方は小林市も野尻も高原も変わっていません。</p>
南崎企画財政部会長	<p>ですから、総額で見ていただくといけないわけですね。それぞれ今までの交付税算入分というのが後年度出てくるわけですから、余計入っているところと少ししか入っていないところ、それを緩和して除いた部分については一定の比率で計算したということでございます。</p>
会長 松元委員	<p>ほかにありませんか。松元さん。</p> <p>今のをせっかく福本さんがお尋ねになったんで、この財政の問題について、私も</p>

その新市基本計画のメンバーでしたのでお話しをしますけれども、今先ほど報告のあった14ページの中ほどに、私の言った意見は書いてございます。

それは、いろいろこのシミュレーションを出してくれという要求があって出されたわけなんです。もともとはですね。出されて、多少ショックを受けていらっしゃるのかなど、私はそんなふうに推察もせんでもないんですが、やっぱり見ると、野尻町が3,256万1,000円ですね。財政余力ですね。投資余力がですね。高原が5億6,771万、小林市が48億3,224万7,000円、こういう一定のルールに基づいてシミュレーションが出ているわけですね。

私どもの小委員会では、ずっと私が徹頭徹尾申し上げてきたのは、なぜ合併なのかと、いろいろそれぞれ3市町、行財政改革一生懸命取り組んでやってきたんだけど、これは国の財政問題いろいろ、国のあるいは政策の問題を含めて、これ以上、市町村がなかなか自立といいますか、単独でやっていくのは厳しいと、こういう状況ははっきりと見えてきたわけですね。したがって、3市町で合併しましょうと、こういう話なわけでしょう。

ところが、私はずっと、2つの小委員会がありましたけれども、いろいろな意見を聞くにつけ、どうも木を見て森を見ない話が多いのではなかったのかなという、私自身はそういう印象を、これは私の個人の印象ですけれども持っています。

それぞれ3市町、いろんな形で補助金を減らしたりとか、あるいは人件費ですとか、あるいは公共工事を減らすとか、いろんなことをやりながら財政再建といいますか、行財政改革を展開されてきたわけですね。しかし、やってみただけでも、これ以上はもっともっと厳しいということで、私は合併にお互いにスタートを切ったんだと思っているんです。そこんところをしっかりと私は再確認をこの際しておかないといけないのではないかなという気がします。ともすれば、協議会ではなくて、お互いに何か要求をし合って、譲り合ってという、そういう話で来た面はないのかなということをお互いに率直に私は反省しておく必要があるのではないかなと、私はもう率直に意見を申し上げたいと思います。

そういった中で、この基本計画の新市基本計画の100ページにもありますように、向こう10年間、いろいろ協議しながら今話を進めておりますけれども、とにかくスケールメリットにすぎている部分が非常に強い。これでは人件費が約65億円削減できますよと、ただし、向こう10年間、2分の1の採用だよと、そういったような条件があるわけですね。一方で、物件費で約26億円のこの削減だと、補助金、補助費等は約4億円出ますよと、そういう一定のルールにお互いに基づいて試算していくと、こういう結果が出ますということなんです。

したがって、私は、こういう合併することによって90数億の余力が出てきますということが、このたくさん数字が並んでいますけれども、出てきているんだろうと思うんです。このところをお互いにしっかりと踏まえておかないと、あれこれの問題で不協和音が合併して以降出てこないようにしなければいけないのではないかなということ、私はずっと小委員会の中で議論しながら、そういう印象持ちました。その出発点だけはしっかりお互いに確認をしておいたほうが良いと、そういう意見をあえて申し上げておきたいと思います。

ありがとうございました。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ご意見、ご質疑も尽きたようでありますので、報告第20号については、お聞きのとおりご承認いただきたいと思います。よろしくお願いをします。異議ありませんね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

はい。それでは、いよいよ次に、協議事項に移りたいと思います。

まず、協議第49号議会議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。事務局・総務部会より説明を願います。

会長

会長

会長

事務局	<p>協議会資料ページの6ページをお開きください。</p> <p>協議第49号議会議員の定数及び任期の取扱いについて。合併協定項目第6号「議会議員の定数及び任期の取扱い」について、別紙のとおり提案する。別紙というのが、資料ページの7ページでございます。</p> <p>協定項目第6号「議会議員の定数及び任期の取扱い」。</p> <p>1、議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第8条第2項及び第3項の規定により、小林市の議会議員の残任期間に相当する期間に限り、小林市の議会議員の定数24人に、高原町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数6人、野尻町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数5人を加え35人とする。</p> <p>なお、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条第1項の規定により、高原町の区域を選挙区とする増員選挙（定数6）及び野尻町の区域を選挙区とする増員選挙（定数5）を実施するものとする。</p> <p>2、合併後最初に行われる一般選挙においては、法第8条第5項の規定を適用せず、議会議員の定数は26人以内とし、新市において決定するものとする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。</p> <p>3、議場、委員会室等については合併までに調整する。</p> <p>4、議会議員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時までに定める。</p> <p>5、政務調査費の取扱いについては、小林市の制度に統一する。</p> <p>以上が提案項目なんですけれども、協議会資料の6ページ以降が説明の資料となっておりますが、視覚的に一番わかりやすいのが11ページでございます。11ページをご覧ください。</p> <p>これが定数特例の概要ということでございまして、まず、合併後50日以内に、高原町選挙区6人、野尻町選挙区5人の増員選挙を行いまして、それに小林市議会の24人を加え、合計35人の定数で、平成23年4月30日まで、つまり小林市の議会議員の在任期間まで小林市の市議会議員ということになります。そして、その次の一般選挙におきましては議員定数を26人以内とするということが、この提案内容の概要でございます。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ただいま説明をいたしました協議第49号議会議員の定数及び任期の取扱い等について、何かご意見、ご質疑があればお出してください。ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご意見、ご質疑もないようですので、それでは、協議第49号議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。よって、協議第49号については、このとおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第50号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。事務局の産業建設部会より説明を願います。</p>
事務局	<p>協議会資料16ページをお開きください。</p> <p>協議第50号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて。合併協定項目第7号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」について、別紙のとおり提案する。別紙というのが17ページでございます。</p> <p>協定項目第7号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」。</p> <p>1、高原町及び野尻町の農業委員会は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。</p> <p>2、高原町及び野尻町の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成</p>

	<p>16年法律第59号)第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。</p> <p>3、在任特例適用後、1市2町のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。各選挙区における選挙の委員の定数については、小林市区域22人、高原町区域8人、野尻町区域6人を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。</p> <p>4、農業委員会の委員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明いたしました協議第50号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、何かご意見、ご質疑のあられる方はお出してください。ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご質疑、ご意見もないようでありますので、お諮りいたします。協議第50号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。よって、協議第50号につきましては、原案のとおり確認をすることといたします。</p> <p>ここで10分間休憩をいたします。</p> <p>午後2時21分休憩～午後2時31分再開</p>
会長	<p>そろそろ始めますのでお席にお着きください。よろしいですか。それでは、休憩前に引続き会議を開きます。</p> <p>次に、協議第51号新市基本計画についてを議題といたします。企画財政部会より説明を願います。</p>
南崎企画財政部会長	<p>それでは、新市基本計画について説明をさせていただきます。</p> <p>先ほど小委員会の委員長のほうから報告がございましたように、小委員会のほうで6回ほど協議をしていただきました。その都度、修正箇所につきましては修正をし、審議をしていただいたわけですが、県との事前協議も既に終えております。それで、今日説明をさせていただきますが、財政シミュレーション等については、先ほど2人の委員さんから核心に触れる部分の質問等もございましたので、細かい説明は省かさせていただきたいと思っておりますけれども、ポイントについて説明をさせていただきます。</p> <p>まず、全体的な事項でございますが、新市基本計画の原案というのが資料1として配付されていると思うんですけれども、その2ページを見ていただきたいと思います。ここに計画策定の趣旨を掲げております。ここにありましており、1市2町が合併した場合のまちづくりの基本方針を定め、各市町の総合計画を踏まえて総合的な基本計画を策定するものとしたということでございます。これにより、1市2町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図る具体的な施策の方向を示すものとしますということで、趣旨といいますか、目的といいますか、ここに掲げているとおりでございます。</p> <p>それで、これ、新市基本計画につきましては、合併市町村への財政支援の中で合併推進債というのがございますが、財政計画の中でも50億ほど見込んでおるんですけれども、これが、市町村基本計画に基づいて実施する事業等に合併推進債が充てられるということになっておりますので、この6章にそれぞれ主な施策等を掲げております。</p> <p>それから、細かいポイントの説明は両係長からまたしますけれども、あと9章のほうで財政計画・シミュレーションを出しております。これも先ほどいろいろご質疑があったわけですが、この財政計画につきましては、資料の97ページからずっとあげております。この財政計画の1番の策定の趣旨のところ、網かけがあが</p>

っていると思うんですが、これも委員さんのほうからご指摘があったところで、改善をしたんですけれども、この財政シミュレーションというのは一般会計でございます。一般会計の今後の10年間の財政計画を立てたわけでございますが、今、財政健全化法が制定されまして、一般会計だけではなくて、特別会計、それから企業会計等、第三セクターとか一部事務組合とか、そういった総合的な中で財政状況はどうかというふうに見ていくわけでございますので、そういったものを織り込んだということでございます。

それから、それぞれのシミュレーションについては、お手元にA3版で資料がお渡しされていると思うんですけれども、その合併した場合のシミュレーションを要約したのが101ページに来ております。そういったことで、先ほども全体的事項で申しましたが、シミュレーションにつきましては、まず赤字を出さないと、それから基金を減らさないと、それから借金を増やさないと、この3つを原則に策定をしたということでございます。

それで、本日ご審議をいただきまして、確認をいただけますならば、県との最終的な正式協議に入ってまいります。そして、正式協議を終えましたら、また協議会で報告をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、それぞれの部分について担当から説明を申し上げます。

企画分科会の永野と申します。よろしく申し上げます。私のほうで、計画資料1という別冊の分厚い資料がございますが、こちらの原案、それから資料2、それと概要版について説明をさせていただきます。

まず、新市基本計画の原案、計画資料1ですけれども、これについて説明をしますと、それだけで本日は終わってしまいますので、こちらのほうでは大体どのように構成されているか、お聞きいただいて、目次が載っておりますので、こちらでこの計画の内容がどうなっているかを概略説明したいと思います。

まず、序章としまして、合併の背景、経緯、それから策定方針、先ほど説明のあったとおりです。

そして、あと9章立てになっておりまして、第1章が合併の必要性、これはダイジェスト版のほうで説明したいと思います。

2章が、本地域の現状と課題ということで、こちらのほうでお聞きいただいて24ページ、25ページのほうをご覧くださいんですが、今回、1市2町の住民の方々にアンケートをとらせていただきました。それによって、まちの現状の評価がどうであるのか、そして25ページには、合併で期待すること、不安なこと、このあたりがどうなっているのかが書いてありますけれども、このグラフ、25ページのグラフを見ていただきますと、合併で期待することとしては、行政経費の削減や行財政運営の効率化というのが一番になっておりまして、その次に企業誘致、若者の定住促進というふうになっております。ですから、財政計画の中でも、人件費の削減とか、そのような部分をどのような効果があるかというのをお示ししているところでもありますし、どういうことに力を入れていくかというのは、企業誘致とか若者の定住促進、このあたりにやっぱり力を入れていくというのがこのあたりでうかがえるようになっております。

それ以外の26ページでは、逆に不安なことというのがございます。こちらのほうでは、きめ細かなサービスが受けにくくなるのではないかと、一部地域だけが発展し他地域が取り残されるのではないかとというようなのが、ほかのところから群を抜いて結果として出ております。ですから、計画部分でやっていくものもそうですし、合併後このような部分にやっぱり力を入れていかないと、住民の方々は大きな不安を抱えているということでございます。

計画本編については、後、概要版で説明しますので、その程度にさせていただきます。まだ目次の途中でした。申し訳ございません。

もう一回目次に返っていただいて、今申し上げたのが第2章でありまして、第3章では人口・世帯、就業構造の見通し、それから4章で基本方針、5章で土地利

用、6章で主要施策というふうに、6章部分が具体的にいろんな部分のどういうふうな方向でやっていくというのがまとめてあります。そして、7章が県事業、そして8章が公共施設の統合整備の基本的な考え方で、裏返していただきますと、第9章が財政計画というような構成になっております。

それで、今まで専門部会長からありましたように随分こう修正等を加えてまいりましたけれども、最終的に、いろいろ協議する中で、また4点ほど修正がございまして、これは計画資料2という次の資料になるかと思っておりますけれども、こちらでご確認いただきたいと思うんですが、まず1点目が、先ほど委員会からの報告があって、協議で確認をいただいた——じゃないですね。こちらの小委員会の報告がありました。その協議結果に基づく修正が1ページからございまして、それから2つ目が議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の協議結果に基づく修正、これは議員定数の部分とかを盛り込んだ部分としてございます。それから、3つ目に県と事前協議をさせていただいた修正、そして4つ目に首長会・幹事会等において出された意見というようなことでの修正。

例えば、お聞きいただいて1ページをご覧くださいますと、地域福祉の充実という項目がございましてけれども、こちらのほうについて、地域福祉とはという部分を説明したほうが理解が得られやすいし、進めやすいんじゃないかということで、このように60ページの下の段に加えさせていただいた。このような修正でございます。

同様にずっと、何ページの何行目をどのように修正したというのが、修正前と修正後でお示ししてありまして、今回の先ほどお示しました冊子のほうは、これを踏まえたものとして、もう修正がされております。そして、計画書のほうでも、このように網かけがしてありますので、そちらのほうでご確認いただければと思います。

以上、4点について修正があったものをご報告しておきたいと思っております。

そして、もう1冊、新市基本計画の概要版というカラー版がございましてけれども、いわゆるダイジェスト版なんですけれども、こちらのほうでは、1市2町の住民の方々に全世帯配布で、今回のこの計画を理解いただくためにお配りするものでございますが、その原案でございます。

表紙のほうでは、各1市2町の代表されるようなイメージを写真として扱っておりますけれども、この下のほうに、この基本計画の趣旨、それから概要版はどういう意味だということをまずまとめております。

開いていただきまして1ページのほうでは、先ほど説明がありました計画策定の趣旨と策定方針、序章に当たる部分ですね。

そして、2ページ、こちらが1章の合併の必要性の部分でございます。こちらの4点、合併の必要性がございましてけれども、先ほどのアンケートでも申し上げたように、どういうことを住民の方々が不安に思ったり期待をしているというような部分を踏まえて、この必要性というのを、いろいろ合併の話題では住民の方々もいろいろ議論はされていると思うんですが、お互いにこういう共通認識のもとにこの合併を進めていく必要があるだろうということで、その必要性を2ページに、1ページ割いて説明をしております。若干ダイジェスト版としては非常に文字が多くて見づらい部分もあるんですが、非常にまた重要な部分でもございますので、これを1ページ割いたということでございます。

3ページのほうでは第4章にかかわる将来都市像、4ページは第5章にかかわる将来都市構造、そして5ページにまいりますと、まちづくりの基本方針と施策の体系ということで、6章にかかわる部分でございます。実際この6章の部分が、本来は随分こう計画書の中でウエートを占める部分なんですけれども、8ページという限られたページ数でございまして、このような形でまとめさせていただきました。5ページ下にありますのが8章関係、そして6ページにありますのが、6章のうちで重点的なテーマとして未来を拓く戦略プロジェクトというのがございまして

て、こちらのほうを4点、重点構想としてまとめております。これも先ほどありましたように、アンケートでありましたように、若者の定住であったりとか、子供の子育ての問題であったり、観光の問題であったり、そのような部分をとらえております。

最後の7ページ、こちらのほうで9章、財政計画部分をお示ししております。この財政計画の中では、特に合併の削減効果という部分を1項目めに挙げております。そして、2つ目は財政支援措置でありますけれども、今回の新法でいきますと、合併して、こちらの部分がメリットになるというような部分はさほどありませんので、むしろ、合併することによってスケールメリットがどうということが生じるかという部分を、1番のほうを強調しているようなことになっております。

一番下にある財政の収支見通しというのは、これはもう財政計画からそのまま持ってきておりまして、単位は億円ですけれども、感覚的には億円単位では住民の方々には理解いただけないかもしれませんが、このような見通しであるということをお示ししております。

あと、その財政シミュレーション関係について、また別途説明させていただきます。

山口財政分科会長

お疲れさまです。それでは、お配りしてありますA3の横になりますが、小林市の新市財政シミュレーションについて説明させていただきます。

開いていただいて1ページ目、これが歳入・歳出の推計の考え方ですが、ここで推計したものが第9章の財政計画ということになりますので、これが9章の財政計画の内訳表ということになります。

2ページ目に、歳入の推計、下のほうに歳出の推計ということで、千円単位で積算をしております。20年度から推計をしておりますが、計画自体は22年からですので、推計の基礎として20年と21年を載せているという形になります。これの一番下に歳入と歳出の差引きがありますが、ここが、例えば平成22年でいいますと129006、1億2,900万の黒字ということになります。これは歳入・歳出をまだ数字を合わせておりませんので、そのまま推計しますと黒字・赤字が出ております。この22年から31年を合計しますと、2ページの右下に括弧書きであります323394ということで、10年間トータルでは3億2,300万の黒字ですよというふうになります。

めくっていただいて4ページ目になりますが、上のほうには、今見ていただいた千円単位の歳入・歳出の表を財政計画にありますように百万単位の表にしたものが上のほうになります。差引きとして歳入・歳出の数字を合わせておりませんので、ここで例えば平成24年であれば176ということで、差引きが出た場合、プラスの場合は積立金に加算をして歳入・歳出の数字を合わせております。同じように、平成27年度は赤字が出ておりますので、繰入金に加算をして歳入・歳出のバランスをとっているということになります。

そのページの一番下になりますが、人件費、物件費、補助費ということで、平成21年度を基準にして、22年度から10年間の効果額の積算を書いております。人件費の一番右側に括弧書きであります、6483というものが64億8,300万ということで効果額、物件費が25億8,700万、補助費については3億7,000万の合併による効果額がありますよというふうに書いております。

めくっていただいて5ページと6ページになりますが、これが、先ほど話が出ましたが、合併した場合の投資余力の推計パターンということで、ここでは投資を計算しておりません。したがって、6ページ目の歳入にあります、国庫支出金の2行目、普通建のところはゼロ円になっております。県支出金もゼロです。地方債についても、臨時財政対策債以外の起債についてはゼロということで、投資余力を出す表がこの表になります。これについては、合併した場合としない場合を比較するためにこの表をつくっております。

この6ページ目と対比するのが、もう1冊、A3の資料をお配りしていますが、

	<p>3市町合計の非合併財政シミュレーションというのをご覧ください。これもめくっていただいで、見開きになっていますが、1ページ目に歳入・歳出の推計の考え方、2ページ目にその表ということになります。これは非合併の場合の3市町の積算ですので、合併した場合としない場合の投資余力がどれぐらい違うかというのを比較するためにつくった表であります。</p> <p>2つの表を見比べていただくと、6ページ目の右下に平成22年から31年、投資余力の計ということで9304868、これが、93億400万の投資余力の計が、これが合併した場合の投資余力、それともう一つ、2ページの先ほど別に見ていただいた右下になります、平成22から31の投資余力の計5432517ということで、これが合併しない場合の3市町の投資余力の合計、この2つを見比べてわかるように、投資余力が、合併した場合は38億7,000万、その差ですが、その差が3872351ということで、38億ぐらい合併した場合は投資余力が出ますよという比較をするためにつくった表であります。</p> <p>お配りしている中に、あと3つ、単体の積算として、A3で小林市の財政シミュレーション、それと高原の財政シミュレーション、野尻の財政シミュレーションということで、それぞれお配りしていますが、この3つをそれぞれ同じような条件で推計しまして合計したのが、今見ていただいている3市町の合計（非合併）財政シミュレーションということになります。</p> <p>それで、それぞれの小林市の財政シミュレーション、高原、野尻のそれぞれの合併しない場合のやつですが、一番表のほうに括弧書きで書いてありますが、このシミュレーションは、合併した場合としない場合の投資余力を比較するために作成したものであり、3市町が独自で作成するシミュレーションとは異なりますということで、この条件は比較のために同じような条件で推計するためにつくったという資料であります。</p> <p>見ていただいで、小林市のシミュレーションをめくっていただいで、同じように左側に歳入・歳出の考え方、2ページ目に歳入と歳出の表をつけております。小林市の場合でいきますと、右下に同じように投資余力の計を出しておりますが、投資余力の計として48億3,224万7,000円ということになっております。同じように推計した高原のやつをめくっていただくと、2ページ目の下のほうに同じく括弧書きで書いてありますが、投資余力の計が567710ということで、5億6,771万円、同様に推計した野尻町の推計が、めくっていただいで2ページ目の右下、投資余力の計が3,256万1,000円ということで、これは同じような条件で推計をすところいう数字が出たということになります。</p> <p>以上です。</p>
南崎企画財政部会長	<p>今、説明がありましたように、この財政シミュレーションの単体、それぞれ市町の単体の分につきましては、何回も繰り返しますが、あくまでもこの投資余力を出すために同じ条件のもとに作成したらこうなりますよというようなことで、実際それぞれの市町が財政計画を立てる場合は、こうはならないわけですね。いろんなその特殊事情もございますでしょうし、いろんな、絶対赤字は出さないわけですので、こういった計画にはならないわけですが、合併の全体のシミュレーションを出すときの条件にそれぞれの単体の分を合わせたらこうなりますよということでご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>説明は全部終わったようではありますが、協議第51号新市基本計画につきましてのご質疑、ご意見があればお出してください。はい、どうぞ、赤崎さん。</p>
赤崎委員	<p>赤崎ですが、事務局、ちょっと僕の見落としかもしれませんが、ダイジェスト版の裏ページ、7ページですね。3の財政の収支見通しのところの歳入・歳出に関する単位表記が欠落していると思ひますが、ご配慮ください。</p> <p>以上です。</p>
南崎企画財政部会長	<p>わかりました。単位億円ですので、これはご指摘のとおり表記させていただいた</p>

会長	<p>いと思います。 よろしゅうございますか。ほかにありませんか。杉元さん、違うの。ほかにありませんか。</p>
会長	<p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご質疑も尽きたようでありますので、それではお諮りいたしますが、協議事項第51号新市基本計画については、これを原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p>
会長	<p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、協議第51号につきましては、原案のとおり確認をすることといたします。</p>
事務局	<p>それでは次に、協議第52号地域自治区等の取扱いについてを議題といたします。事務局より説明を願います。</p> <p>協議会資料の22ページをお開きください。</p> <p>協議第52号地域自治区等の取扱いについて。合併協定項目第11号「地域自治区等の取扱い」について、別紙のとおり提案する。</p> <p>23ページでございます。</p> <p>協定項目第11号「地域自治区等の取扱い」。</p> <p>1、地域住民の意見を市政に反映させるとともに、地域の主体性を尊重し住民自治の強化や行政と住民の協働を推進するため、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第23条第1項の規定に基づき、合併前の高原町及び野尻町のそれぞれの区域に地域自治区を設置する。</p> <p>また、同法第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項については、別添の「地域自治区の設置に関する協議書（案）」によるものとする。</p> <p>2、新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区域程度の単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織については、設置するよう調整するものとする。</p> <p>24ページのほうに、先ほどございました地域自治区の設置に関する協議書（案）がございます。27ページまでにわたっておりますけれども、この協議書の位置づけとしましては、合併協定調印を終えまして、その後、廃置分合関連議案として5つほどの議案を各1市2町の議会におきまして上程、可決をいただくわけですが、その合併関連議案の一つとして位置づけられるところでございます。</p> <p>まず、協議書の第1条では、地域自治区の設置の目的等について記載をしております。合併新法の規定に基づきまして、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的に、合併前の高原町及び野尻町のそれぞれの区域に地域自治区を設置することとしております。</p> <p>第2条では、地域自治区の名称は、それぞれ高原町、野尻町とするということでございます。</p> <p>第3条では、地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとするとしております。これにつきましては、基本的に現在須木地区で設置されております地域自治区の設置期間と合わせまして、約6年間としております。ただし、地域自治区の予算及び事業執行等を考慮いたしまして、年度末までとしております。</p> <p>その下のほうにただし書がございますが、ただし、一定期間を経過した後、評価し、その後には、引き続き合併新法による特例制度で地域自治区を設置するか、あるいは小林地区も含めて地方自治法による一般制度の地域自治区に移行するか、その地域自治区の設置の是非について再度検討をするというただし書でございます。</p> <p>第4条では、地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域について規定をしております。そこに表がございますけれども、まず高原町では、位置が小林市高原町</p>

西麓899番地、名称が小林市高原庁舎、所管区域が合併前の高原町の区域、野尻町のほうは、小林市野尻町東麓1183番地2、名称が小林市野尻庁舎、所管区域が合併前の野尻町の区域としております。

この位置のところの住所表示につきましては、高原町、野尻町という自治区名を冠することとなっておりますので、小林市の後にそれぞれの自治区名が記載をされております。なお、その後の西麓、東麓となっておりますが、後ほど町名・字名の取扱いでも出てまいりますけれども、今回、大字という2文字は削除するという調整となっておりますので、それとの整合性をとっております。

第5条では、地域自治区の事務所が所掌する事務は、総合支所の事務、そして地域協議会の庶務及び運営に関することとしております。

25ページをお開きください。

第6条では、地域自治区の区長について規定をしております。地域自治区の事務所に、地方自治法に基づきまして事務所の長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てることとしております。ただし、合併新法第24条第1項の規定によりまして、合併の日から2年間に限り、事務所の長に代えて特別職の区長を置くこととしております。

第2項では、区長の選任につきましては、地域協議会、地域の団体・組織等からの意見を尊重して、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任をすることとしております。

第3項では、区長の設置期間も2年間ということでございますが、区長の任期は2年とするとしております。

それから、第5項のところでは、区長の報酬の額は、その身分及び職責を踏まえ財政状況等を考慮した上で、小林市特別職報酬等審議会に諮り、市長が別に定めるものとするとしております。これにつきましては、先ほど来ご意見も出ておりますが、小委員会での議論の中で区長設置について財政面からのご意見が多数出されたということから、こういった条項を入れさせていただいております。

第7条では、地域自治区の区長の権限でございますが、区長は、地域自治区を代表し、その地域の特性や資源を生かした独自性のあるまちづくりのため、市長に助言し、または意見を具申するとしております。

2番目に、区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の小林市の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携（協働）を図りつつ、担任する事務を処理するものとする、大きく区長の権限を2つに整理をしております。

第8条では、地域自治区に地域協議会を置くとしております。

第9条では、地域協議会の組織として、委員15人以内で組織することとしております。これにつきましては、現在須木地区では10人以内としておりますが、今回地域自治区が設置されます高原町、野尻町の人口規模、あるいは公共的団体等の数等も考慮しまして、15人以内としております。

第2項では、地域協議会の委員は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者で、下のほうに1から3までございますが、この中から、住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して、市長が選任するとしております。まず、1番目に地域自治区の区域内の公共的団体及びまちづくり委員会等が推薦する者、2番目に学識経験を有する者、3番目に公募による者。

第10条では、地域協議会の権限について規定をしております。地域協議会は、下のほうに3つございますが、次の各号に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの、または必要と認めるものについて審議し、市長その他の市の機関に意見を具申することできるとしております。3つございますが、地域自治区の事務所が所掌する事務、2番目に市が処理する地域自治区の区域に係る事務、3番目に市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化（協働）に関する事項。

	<p>第2項では、市長の責務について規定をしております。市長は、次の各号に掲げる市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、または変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならないと、ここに6項目掲げてございます。</p> <p>第11条では、地域協議会の委員の任期等についての規定でございます。委員の任期は2年とし、再任は妨げないということでございます。</p> <p>第2項では、委員の報酬についての規定でございます。小林市の非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償条例に基づきまして、日額報酬を支給するとともに、費用を弁償するということでございます。</p> <p>第12条では、地域協議会に会長及び副会長を置くということでございます。27ページをお開きください。</p> <p>第13条では、地域協議会の会議について規定をしております。地域協議会の会議は、会長が招集をするということ、それから第2項では、定例の会議の開催回数は、年次計画を作成し、月1回を基本として開催するとしております。この点につきましては、現在須木地区で月1回を基本として開催をされております。地域協議会は、今後、住民自治、それから協働のかなめとして重要な役割を担うということから、定期的な開催が必要であるということでございます。</p> <p>そして、下のほうの第8項では、地域協議会の会議は、原則として公開とするということが規定をされております。</p> <p>28ページのほうでは、合併新法によります地域自治区の概要、あるいは地域自治区のイメージ図がここに掲載をされているところでございます。</p> <p>29ページ、30ページのほうは、現在設置をされています須木地域の地域自治区の現況でございます。</p> <p>それから、31ページから34ページのほうは、旧合併特例法に基づきます全国の地域自治区の設置状況でございまして、38団体101の地域自治区が設置をされております。この設置状況等を参考に小委員会では協議をされたところでございます。</p> <p>35ページから38ページは、地域自治区に関する根拠法令等について掲載をさせていただきます。</p> <p>以上、説明を終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>ただいま説明をいたしました協議第52号地域自治区等の取扱いにつきまして、何かご意見、ご質疑のあられる方はお出しください。ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご意見、ご質疑もないようですので、お諮りいたします。協議第52号地域自治区等の取扱いについては、これを原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。よって、協議第52号につきましては、原案のとおり確認をすることといたします。</p> <p>次に、協議第53号事務組織及び機構の取扱いについてを議題といたします。総務部会より説明を願います。</p>
殿所総務部会長	<p>それでは、協議第53号の事務組織及び機構の取扱いについてをご説明いたします。</p> <p>資料の40ページに、協定項目第14号「事務組織及び機構の取扱い」ということで、ここに掲げてありますけれども、現況調書の20ページからお開きを願いたいと思います。20ページでございます。</p> <p>ここからは、行政組織の構成図ということで、20ページが今の現在の小林市でございます。次のページが現在の高原町のものでございます。そして、22ページが野尻町のものでございます。</p>

このようなことから、次のページの23ページの一番上のほうに、課題、対応方針、調整方針等が載っておりますけれども、課題としましては、各市町において組織の名称が異なる、あるいはまた、小林市及び高原町は病院を有している、また、小林市と野尻町に給食センターが設置され、野尻町は幼稚園を設置していると、そのような課題といたしますか、違いもあるということでございます。

そこで、対応方針がここに載っているわけでございますけれども、まず1番目には、新市の行政機能については、「管理機能」（総務・企画・財政・人事等）、それから「分野別機能」（保健・医療・福祉、自然・環境保全、都市基盤整備、産業・経済・観光振興、教育・文化、地域コミュニティ）、それから「窓口機能」の3つの機能に大別すると、なお、本庁舎で業務を行うことが望ましい「管理機能」の部署については、現在の小林市の組織に統合する。また、「分野別機能」における各部署の政策立案（統括）部門についても、原則として小林市の組織に統合する。

2番として、総合支所には、「地域振興部門」「住民生活部門」「地域整備部門」において、総合支所の所管区域に係る「分野別機能」と住民に直接関係がある「窓口機能」を所管する部署を設置することとする。

行政委員会については、統合し、各関係法令に基づき整備するものとする。ただし、教育委員会、農業委員会については、窓口・相談業務を確保するため、総合支所にも分室を設置するものとするというような対応方針でございます。調整方針は、合併後ゼロ年を目処に統合するよう調整するということでございます。

それから、その下のほうをみますと、今度は支所・出張所でございますが、これは、小林市が西小林出張所、高原町はございません。野尻町は紙屋支所はあるということでございます。課題も、そのような出張所が設置してあるということですが、対応方針としては、紙屋支所については、出張所として、現行のまま新市に引き継ぐということでございます。

それから、24ページからは、執行機関の附属機関でございます。これはそれぞれ小林市、次のページが高原町、26ページになりますと、野尻町にそのような附属機関が設けられておるということでございます。これらの課題としては、26ページの一番下でございますけれども、各市町が同様の附属機関を設置しているが、小林市医療問題審議会、高原町水防協議会等の市町独自の機関もあるということです。それから、高原町が、「日本で最も美しい村」連合加盟をきっかけに高原町美しいまちづくり推進協議会を設置しておるということでございます。

そのようなことから、対応方針として、小林市の制度等基本として合併までに調整する。なお、高原町美しいまちづくり推進協議会については「日本で最も美しい村」連合に加入していることから、現行のまま新市に引き継ぐと。調整方針は2つはございますけれども、3番の現行のまま新市に引き継ぐと、これは高原町の美しいまちづくり推進協議会の部分。それから5番の合併後ゼロ年を目処に統合するというのは、ほかの機関でございます。

それから27ページからでございますが、これは行政改革大綱でございます。27ページには、小林市の分が、それから28ページには、高原町に分、それから29ページになりますと野尻町に分があるということでございます。これは、各市町において、行政改革大綱策定年度実施期間に相違があると、そのような違いがございまして、調整方針では、当面現行とし、合併後3年を目処に、新市における行政改革大綱を策定するということでございます。

このような現況調書による違い、あるいは課題等、対応方針等の中から、また、資料の40ページに返っていただきたいと思っておりますけれども、1番として、新市における組織及び機構の整備方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。整備方針としての、まず、基本方針ですが、①番として、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮した組織機構とする。②番として住民にわかりやすく利用しや

	<p>すい組織機構とする。③番地方分権や新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構とする。④番新市基本計画を円滑に遂行できる機能を有する組織機構とする。</p> <p>次に、合併時の機能ですが、これは地域自治区等設置検討小委員会で確認された事項ということでございます。まず、1番目に、新市の行政機能については、管理機能、総務・企画・財政・人事等、それから分野別機能、保健・医療・福祉・自然環境保全、都市基盤整備、産業経済・観光振興、それから教育文化地域コミュニティ、そして、窓口機能の3つの機能に隊列すると。なお、本庁舎で業務を行うことが望ましい管理機能の部署については、現在の小林市の組織に統合する。また、分野別機能における各部署の政策立案統括分についても、原則として小林市の組織に統合すると。2番ですが、総合支所には、地域振興部門、住民生活部門、地域整備部門において、総合支所の所管区域に係る分野別機能と住民に直接関係がある窓口機能を所管する部署を設置することとする。3番の行政委員会については統合し、各関係法令に基づき整備するものとする。ただし、教育委員会、農業委員会については、窓口相談業務を確保するため、総合支所にも分室を設置するものとする。紙屋支所については、出張所として現行のまま新市に引き継ぐということでございます。</p> <p>次のページでございますが、2番の附属機関等は小林市の制度等を基本として合併までに調整する。なお、高原町美しいまちづくり推進協議会については、「日本で最も美しい村」連合に加入していることから現行のまま新市に引き継ぐ。3番の行政改革大綱については、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新市における行政改革大綱を策定するというものでございまして、42ページの方に参考資料がついておりますけれども、総合支所については地域づくりの小委員会の中で示されたものをここに掲げてるところでございます。</p> <p>以上で提案を終わります。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。ただいま、説明をいたしました協議第53号事務組織及び機構の取扱いにつきまして、何かご意見、ご質疑があればお出してください。</p>
会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ありませんか。はい。</p> <p>それではご意見、ご質疑もないようですので、お諮りいたします。協議第53号事務組織及び機構の取扱いにつきましては、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p>
会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、協議第53号につきましては、原案のとおり確認することといたします。</p>
南崎企画財政部会長	<p>次に、協議第54号町名・字名の取扱いについてを議題といたします。企画財政部会より説明を願います。</p> <p>それでは、協議第54号町名・字名の取扱いについてご説明を申し上げます。</p> <p>資料の46ページ、現況調書でいきますと32ページになります。まず、46ページの方お聞きいただきたいと思います。ここに協定項目第20号を挙げておりますが、この3つを提案をさせていただきたいというふうに思います。</p>
永野企画分科会長	<p>まず、最初に町・字の区域は現行のとおりとする。それから2番目といたしまして、町・字の表示が大字の文字を削除し、高原町及び野尻町の区域は小林市の次にそれぞれ高原町、野尻町を付す。3番としまして、地域自治区設置終了後の表示は合併後に再度検討するというを提案させていただきたいと思います。ちょっと補足をさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは協議資料の47ページの方をお聞きいただきたいと思います。今ご提案申し上げたものをこちらの表の方でお示ししているところでございます。まず、左側に現在の状況、それから真ん中に合併後の状況、そして、1番右側に地域自治区</p>

設置終了後ということで、今の段階ではこのようになっていくということでございまして、例えば、小林市でいきますと、現在は小林市大字細野何番地となっておりますが、合併後は小林市細野何番地、大字をとるということでございまして、同じく高原町、野尻町もご覧いただきますと、高原町が大字西麓となるところが大字がとれまして、地域自治区名が先ほど確認されましたので小林市高原町西麓何番地と、同じく野尻町も小林市野尻町紙屋何番地というようなふうに変わっていくということでございます。こちらの下の方に留意事項というのが3点ほどございますが、こちらの1つ目のところを読んでいただきますと、これは合併新法の特例措置、経過措置でございまして、地域自治区の設置終了後には住所に自治区名を冠することができないとされております。ですから、今の表でいきますと、地域自治区名が抜けた状態で1番右側には来るということとなります。もう一つ、1番最後の※印ですが、特例設置期間終了前に字名の変更について、市議会での議決、県への届出告示を行い、字名として、自治区名を残すことは可能ということでございまして、例えば、例としまして、小林市高原町西麓何番地という、この高原町の自治区名がなくなった場合でも大字を高原町西麓とすることによって、住民の方々にとっては、住所の表記が変わることはないということでございます。ただ、先ほどの3点目の協議事項でありましたように、これは新市において再度検討するとしておりますので、28年4月以前にですね、それを新市の方でどういうふうにするのかを再度検討するという意味合いでございまして。

そして、48ページの方では、変更手続きについて、議会の議決が必要とか、そのようなことが書いてありまして、これでいきますと、ちょうど真ん中のところに図式化してありますが、関係機関への通知とかがございまして、当然住民の方にもお知らせしていかないとイケませんので、今回の最終的に総務大臣の告示がなされますと、その後に新市が誕生するまでにこのような手続きをとって住民の方々にもそのような手続きの確認をしていただいて、手続きを進めていただくこととなります。そして、資料の方で、例えば50ページ、住所変更手続きが必要なものと必要でないものということで、まず必要がないものとしては、住民票とか、戸籍、それから不動産登記簿、それから運転免許証、このあたり、ほかにもございますけど、例えばということで、このように手続きが必要なもの、場合によっては申請すれば変更できますよというようなものをお示ししております。手続きが必要なものとして、下から2つ目の黒丸ですけれども、外国人登録証とか、身体障害者手帳、このあたりについては住民の方々に影響がありますので、こういうことも含めてですね、十分合併までには、新市誕生までには、いろいろ事務の方々にも幾重にも周知していかないとイケないということになります。

そして51ページからは、関係法令等載せておりますのでご覧いただければと思います。あと現況調書については、32ページの方に大字の数とか、どういう大字があるのかというの載せておりますので、ご確認いただければと思います。

以上です。

会長

はい、ありがとうございました。補足はありませんね。はい、ただいま説明いたしました協議第54号町名・字名の取扱いについて、何かご意見、ご質疑のあらわれる方、お出してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長

ございませんか。はい。

それでは、お諮りいたします。協議第54号町名・字名の取扱いについては、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長

ご異議なしと認めます。よって、協議第54号につきましては、原案のとおり確認することといたします。

それでは、お疲れでしょうけど、もう一つですから、我慢していただきたいと思いますが。

<p>久米厚生部会長</p>	<p>次に、協議第55号介護保険事業の取扱いを議題といたします。厚生部会より説明を願います。</p> <p>それでは、協議第55号介護保険事業の取扱いについて、ご説明申し上げます。資料は56ページと、資料1の1の40ページからでございます。</p> <p>まず1、介護保険料についてでございますけれども、40ページをお開きいただきたいと思いますが、各市町それぞれ介護保険料が違っております。それで介護保険料は介護保険事業計画に基づいて決められておまして、21、22、23が、今回また改訂があるということで、21年度はそれぞれの市町で作成し、22、23を1市2町の介護サービス料を推定したもので、また介護保険料を改定をしていくということでございまして、提案といたしましては、介護保険料については、合併後の新市の第4期介護保険事業計画に基づき統一するように調整、ただし、合併年度は合併前の市町の例による。これは前にもあったんですけども、合併が23日ということで、それ以後の分がですね、旧市町で決定した事項について、それを適用するという意味でございます。</p> <p>それから2番目、今度は資料の42から44でございますけれども、介護保険料の賦課及び徴収方法ということでございまして、これは1市2町それぞれ納期、また、暫定賦課の有無ということで、相違があるんでございますけれども、これは、対応方針として小林の方式に統一するというので、2番目、介護保険料の賦課及び徴収方法については、納期は8期とし、暫定賦課、本賦課の時期は小林の方式に統一する。ただし、合併年度は合併前の市町の例によるということでございます。</p> <p>続きまして、介護保険準備基金についてでございますが、資料は46ページになります。これも各市町基金の保有額に相違がありまして、対応方針としては、3番目の介護保険準備基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐということでございます。</p> <p>続きまして、4番目、地域支援事業についてですが、資料は48ページから51ページまで、地域支援事業はそれぞれ各市町で相違がございます。それで対応方針といたしまして、地域支援事業については、同市の事業については3年を目処に統合するように調整することとし、地域の特性に適合した事業はそのまま継続するというのでございます。</p> <p>続きまして5番目、包括支援センターの取扱いでございます。52ページになります。包括支援センターの運営については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後3年を目処に委託方式にするということで、現在高原町だけが直営というふうになっておりますので、3年を目処に委託方式に統一するというのでございます。</p> <p>続きまして、包括支援センター運営協議会についてでございますが、資料の53ページでございます。地域包括支援センター運営協議会の委員数要綱は小林市に統一する。ただし、委員の職に当たっては、地域のバランスを考慮するものとするという方針を出しております。</p> <p>続きまして、7番目の在宅介護支援センターでございます。資料が54ページ、これが在宅介護支援センターは現在小林市に4カ所設置しております。それで、対応方針として、在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターの Branche、窓口相談、窓口総合相談窓口として位置づけ、地域支援事業内容の調整を図りながら、新市に引き継ぐものとするということでございます。あと補足いたします。</p>
<p>小原介護分科会長</p>	<p>介護保険の係長の小原と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>補足としまして、第1点のですね、介護保険料についてであります。現況調書のP40ページを再度見ていただきたいと、あ、40ページですね、を見ていただきたいと思うんですけど、これ年間保険料で第3期18年度から20年度、3カ年が事業計画期間になっておまして、第4段階のところ基準額になるわけなんですけれども、これを月額に直しますと、小林市が今現在4,470円、それから高原町が3,690円、それから野尻町が4,506円というふうになっております。そ</p>

	<p>ここで、1市2町の介護保険料に開きがあるということですので、どういう調整をしていくかということが課題になったわけなんです、小林市と野尻町は大体同じ水準なんです、高原町が安いということですので、協議資料の方の57ページと58ページをご覧いただきたいと思います。そこでですね、じゃあ、どのように介護保険料の、この乖離している部分をですね、調整していこうかということになりまして、2つの案を考えたところであります。パターン1というのがですね、平成21年度まで、いわゆる合併をするまではそれぞれの市と町でですね、介護保険事業計画を策定いたしまして、計画1、計画2、計画3、3つの計画をつくり、それぞれの介護保険料を設定すると、ただし、合併時に大きな介護保険料の乖離を、そのしわ寄せが来ないように設定するために独自に計画はつくりますが、お互いに協議をしながら計画をつくっていこうということになります。そして、22年度の合併後からはですね、計画4として新市の介護保険事業計画を設定いたしまして、介護保険料を、再度サービス事業料等も見直しをかけて、介護保険料も見直しをするということになります。</p> <p>それからパターン2の方ではですね、これは宮崎市と清武町の場合ですが、平成21年度で、もう小林市の介護保険料の中に高原町、野尻町の介護サービス料も含んで介護保険料を設定して、高原町、野尻町はそれぞれまた別に介護保険料を設定してですね、計画1、計画2、計画3とつくって、そして、介護保険事業計画、小林の介護保険事業計画をそのまま平成22年度合併後もですね、その介護保険料を使っていくという考え方であります。しかし、宮崎、清武に比べますと、人口規模等の関係で、比率が相当開きがありますので、この小林、高原、野尻における合併については、それほど人口規模の開きがないということですので、一応、パターン1の4つの事業計画をつくって、再度合併後に介護保険料を見直すということで見えがまとまったところがございます。</p> <p>これにつきましては、老人福祉法、上位法であります老人福祉法における高齢者保健福祉計画も一応この同じ考え方で今策定中ですので、そちらのとの整合性も考えて、このパターン1を選択したところであります。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>説明はお聞きのとおりなんです、何か協議第55号につきまして、ご意見、ご質疑のある方お出してください。</p>
会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ございませんか。はい。</p> <p>それではご意見、ご質疑もないようでありますのでお諮りいたします。協議第55号介護保険事業の取扱いにつきましては、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p>
会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、協議第55号につきましては、原案のとおり確認することといたします。</p> <p>以上を持ちまして、本日お諮りすべき案件につきましては、すべて議了したわけでありまして、皆様方のご協力に対しまして感謝を申し上げ、私の責めを終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>後は事務局の方で進行を願います。</p> <p>資料ページ、協議会資料なんですけれども、1番後ろのページの確認事項ということで、次回以降の協議会のスケジュールが記載してございます。第8回が20年の10月9日木曜日、小林市の中央公民館大ホールで、第9回が平成20年10月30日木曜日高原町総合保健福祉センターほほえみ館の神武ホールでございますので、ご確認ください。</p> <p>それともう1点、A4の縦で協議の進行状況というのが配付されてると思います。これが現状済んでるものと済んでないものの一覧表でございますので、ご確認いただきたいと思っております。</p>

事務局	<p>以上です。 それでは、堀会長、どうもありがとうございました。 皆さん、長時間にわたり本当にお疲れさまでした。 以上をもちまして、第7回協議会のすべてを終了いたします。なお、お帰りの際は交通事故等に気をつけてお帰りください。 午後3時40分閉会</p>
-----	--

会議録署名委員 前原 淳一

会議録署名委員 西岡 長成